

秋田県公報

目 次

条 例

- 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例(三・人事課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(四・人事課)
- 企業職員の給与の種類および基準を定める条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(五・人事課)
- 職員の再任用に関する条例(六・人事課)
- 職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(七・人事課)
- 秋田県財政調整基金条例等の一部を改正する条例(八・財政課)
- 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(九・財政課)
- 秋田県県税条例等の一部を改正する条例(一〇・税務課)
- 秋田県政策等の評価に関する条例(一一・総合政策課)
- 秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(一二・市町村課)
- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(一三・バリアフリー促進チーム)
- 秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例の一部を改正する条例(一四・長寿社会課)
- 秋田県精神保健福祉審議会条例及び秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(一五・障害福祉課)
- 秋田県栄養士免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一六・健康対策課)
- 秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(一七・医務薬事課)
- 秋田県男女共同参画推進条例(一八・男女共同参画室)
- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例(一九・生活衛生課)
- 秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例の一部を改正する条例(二〇・生活衛生課)

生 課

- 秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部を改正する条例(二一・自然保護課)
- 温泉法施行条例の一部を改正する条例(二二・自然保護課)
- 秋田県農業振興対策基金条例を廃止する条例(二三・流通経済課)
- 秋田県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(二四・水産漁港課)
- 秋田県小型漁船総トン数測定手数料徴収条例(二五・水産漁港課)
- 秋田県高度技術研究所条例の一部を改正する条例(二六・商工業振興課)
- 秋田県宮観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例(二七・観光課)
- 秋田県事業認定審議会条例(二八・建設管理課)
- 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例(二九・都市計画課)
- 秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例(三〇・下水道課)
- 秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(三一・港湾空港課)
- 秋田県営住宅条例(三二・建築住宅課)
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例(三三・義務教育課)
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(三四・義務教育課)
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(三六・保健体育課)
- 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(三七・警務課)
- 秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(三八・警務課)
- 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(三九・警務課)
- 秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(四〇・市町村課)
- 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(四一・議会事務局議事調査課)

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三号）

- 1 所管区域内のと畜場の廃止に伴う当該区域内のと畜に関する事務処理組織を廃止し、並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務の簡素で効率的な行政運営を図るため、秋田県南部食肉衛生検査所を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第四号）

- 1 一般職の国家公務員に準じて育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を認める要件を緩和するとともに、介護休暇の期間を連続する三月の期間内から連続する六月の期間内に延長することとした。
- 2 その他
 - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
 - (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇企業職員の給与の種類および基準を定める条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五号）

- 1 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五一号）の一部改正（条例第一条による改正）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成一三年法律第一四三号。以下「改正法」という。）の施行による育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢の引上げ等に伴い、企業職員の給与の減額の対象となる部分休業に係る子の年齢を一歳から三歳に引き上げることとした。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正（条例第二条による改正）

改正法の施行に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情を拡充することとし、一定の要件を満たす場合は、両親が交互に育児休業を取得することができることとした。
- 3 2 に関し所要の経過措置を規定することとした。
- 4 その他
 - (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。ただし、3の規定は、公布の日から施行することとした。

◇職員の再任用に関する条例（秋田県条例第六号）

1 趣旨

この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）及び地方公務員法等の一部を改正する法律（平成一一年法律第一〇七号）の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2 定年退職者に準ずる者

再任用の対象となる定年退職者に準ずる者を次のとおり定めることとした。（第二条関係）

- (一) 二五年以上勤続して退職した者であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
- (二) (一)に該当する者として再任用をされたことがある者

3 任期の更新

再任用の任期の更新を行う場合の要件を次のとおり定めることとした。（第三条関係）

- (一) 職員の更新直前の任期における勤務実績が良好であること。
- (二) あらかじめ職員の同意を得なければならないこと。

4 任期の末日

再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日については、六五歳に達する日以後における最初の三月三二日とする。こととした。（第四条関係）

5 その他

- (一) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- (二) 特定警察職員等である者については、平成一九年四月一日からこの条例の規定を適用することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（秋田県条例第七号）

1 職員の再任用に関する条例（平成一四年秋田県条例第六号）の施行に伴い、再任用制度により採用された職員の給与、勤務時間等に関し必要な事項を定めるため、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

- (一) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二八年秋田県条例第二二号）の一部改

- 正(第一条関係)
- (1) 再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表のその者の属する職務の級に応じた額とすることとした。
 - (2) 再任用短時間勤務職員の給料月額は、常勤の再任用職員の給料月額にその者の一週間当たりの勤務時間を四〇時間で除して得た数に乗じて得た額とすることとした。
 - (3) 再任用職員については、初任給調整手当、扶養手当、医師に支給される調整手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当及び寒冷地手当は支給しないこととした。
- (二) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五九号)の一部改正(第二条関係)
- (1) 市町村立学校職員である再任用職員の給料額は、その者に適用される給料表のその者の属する職務の級に応じた額とすることとした。
 - (2) 市町村立学校職員である再任用短時間勤務職員の給料月額は、常勤の再任用職員の給料月額にその者の一週間当たりの勤務時間を四〇時間で除して得た数に乗じて得た額とすることとした。
 - (3) 市町村立学校職員である再任用職員については、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、へき地手当、寒冷地手当、退職手当及び死亡一時金は支給しないこととした。
- (三) 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八〇号)の一部改正(第三条関係)
- (1) 再任用職員については、退職手当を支給しないこととした。
 - (2) この条例による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第五条に規定されていた再任用制度(以下「旧再任用制度」という。)の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- (四) 市町村立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八二号)の一部改正(第四条関係)
- 市町村立学校職員である再任用職員については、退職手当を支給しないこととした。
- (五) 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五一号)の一部改正(第五条関係)
- (1) 企業職員である再任用職員については、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、寒冷地手当、退職手当は支給しないこととした。
 - (2) 旧再任用制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- (六) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六六号)の一部改正(第六条関係)
- この条例の適用を受ける教育職員に、再任用職員である講師を加えることとした。
- (七) 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部改正(第七条関係)
- 新たな再任用制度の導入による旧再任用制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- (八) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六三年秋田県条例第二号)の一部改正(第八条関係)
- 再任用短時間勤務職員は、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象としな
- (九) 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部改正(第九条関係)
- 再任用短時間勤務職員については、部分休業をすることができることとした。
- (十) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部改正(第一〇条関係)
- (1) 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、一週間当たり一六時間から三二時間までの範囲内で、任命権者が定めることとした。
 - (2) 任命権者は、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間に、勤務を要しない日を設けることができることとした。
- (十一) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成一三年秋田県条例第六四号)の一部改正(第一一条関係)
- 再任用短時間勤務職員は、公益法人等への派遣の対象としないこととした。
- (十二) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例(平成一四年秋田県条例第三三号)の一部改正(第一二条関係)
- この条例の適用を受ける職員に、再任用職員である講師を加えることとした。
- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。ただし、1(十一)の規定は、公布の日から施行することとした。
- ◇秋田県財政調整基金条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)
- 1 預金全額保護の特例措置の終了に伴い金融機関への預金等を保護するため、二四の基金条例については基金に属する現金を繰り替えて運用し、又は歳入に繰り入れ

ることができる措置及び相殺のために処分することができる措置を講じることとし、四の基金条例については基金に属する現金を繰り替えて運用することができる措置及び相殺のために処分することができる措置を講じることとした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第九号）

1 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成一三年政令第三八三号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成一二年政令第一六号）の一部改正に伴い、小型船舶の船籍票の交付申請等に係る手数料を廃止することとした。

2 その他

(一) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第一〇号）

1 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二四号）の一部改正（条例第一条による改正）

(一) 県民税の所得割の納税義務者が、所有期間が一年を超える上場株式等（以下「長期所有上場特定株式等」という。）の譲渡をした場合において、長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金額から一〇〇万円（当該譲渡所得の金額が一〇〇万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除する特例の適用期限を平成一七年一月三十一日まで延長することとした。（附則第十二条の二関係）

(二) 県民税の所得割の納税義務者が、平成一五年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、一〇〇分の一・六の税率により課税することとした。（附則第十二条の二関係）

(三) 県民税の所得割の納税義務者が、平成一五年一月一日から平成一七年一月三十一日までの間に所有期間が一年を超える上場株式等（以下「長期所有上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、一〇〇分の一の税率により課税することとした。（附則第十二条の二関係）

(四) 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡に係る譲渡損失の金額（平成一五年一月一日以後の譲渡により生じたものに限る、前年において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとした。（附則第十二条の三関係）

2 秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成一一年秋田県条例第五一号）の一部改正（条例第二条による改正）

株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例について、所得税において源泉分離課税を選択した場合の譲渡所得等を適用除外とする措置の適用期限を平成一四年一月三十一日とするすることとした。（附則第四項関係）

3 その他

(一) この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。ただし、2の規定は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県政策等の評価に関する条例（秋田県条例第一一号）

1 目的

この条例は、県が行う政策、施策又は事業（以下「政策等」という。）の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすることとした。（第一条関係）

2 定義

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

3 政策等の評価の在り方

実施機関は、合理的な手法により、できる限り定量的に政策等の効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から自ら評価し、その結果を政策等に反映させることとするとともに、その評価に当たっては、県民の意見を採り入れるよう努めることとした。（第三条関係）

4 基本方針

知事は、秋田県政策評価委員会の意見を聴いて、他の実施機関と協議し、評価に関する基本的な事項を定めた基本方針を策定するとともに、これを公表しなければならないこととした。（第四条関係）

5 実施計画

実施機関は、基本方針に基づき、毎年度、評価に関する実施計画を策定するとともに、これを公表しなければならないこととした。（第五条関係）

6 評価調査

実施機関は、評価の対象や結果等を記載した評価調査を作成し、これを公表しなければならないこととした。（第六条関係）

7 政策等の評価の結果の活用

知事は、評価の結果を、予算の編成、県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用することとした。(第七条関係)

8 議会への報告

知事は、毎年度、実施機関が作成した評価の実施状況や評価結果の政策等への反映状況等を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表することとした。(第八条関係)

9 相互協力

実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力を行うこととした。(第九条関係)

10 委員会の設置等

実施機関の諮問に応じ、政策等の評価に関する事項を調査審議する秋田県政策評価委員会を設置することとし、委員会に専門委員会を設置することとした。(第一〇条～第十五条関係)

11 その他

(一) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
(二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二二号)

1 市町村が処理する事務に温泉に係る土地の掘削等の許可の更新申請の受理事務及び県への送付事務を追加するとともに、市町村が駆除の許可等を行う対象鳥獣の範囲を拡大することとした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(秋田県条例第一三三号)

1 目的

この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁を取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針及び施策の基本的事項を定めることを目的とするものとした。

2 定義

この条例において用いる用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 責務

4 県、事業者及び県民の責務について定めるとともに、三者が連携してバリアフリー社会を形成することとした。(第三条～第六条関係)

(一) 県は、基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成に取り組むこととした。(第七条関係)

(二) 知事は、基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成の基本となる基本計画を策定することとした。(第八条関係)

(三) 県は、高齢者、障害者等の安全な日常生活及び社会生活が確保されるよう除雪、防雪等の措置を講じるように努めるとともに防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めることとした。(第九条及び第一〇条関係)

(四) 県は、事業者及び県民に対し、広報その他の啓発活動を行うとともにバリアフリー社会の形成に関する情報を収集しそれを提供することとした。(第一一条及び第一二条関係)

(五) 県は、児童及び生徒に対し、バリアフリー社会の形成に関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむ教育の充実に努めるとともに事業者及び県民に対し学習の機会の提供に努めることとした。(第一三条関係)

(六) 県は、バリアフリー社会の形成に関し、ボランティア活動その他の県民による支援活動を促進するための施策を推進することとした。(第一四条関係)

(七) 県は、バリアフリー社会の形成のため、調査、研究及び技術開発の促進並びにこれらの成果の普及を図ることとした。(第一五条関係)

(八) 県は、バリアフリー社会の形成に関する施策の推進上必要があると認めるときは、事業者及び県民に対し技術的援助を行い、必要な経費の一部を助成することができることとした。(第一六条関係)

(九) 知事は、バリアフリー社会の形成に著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができることとした。(第一七条関係)

5 生活関連施設の整備

(一) 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し整備基準を定めることとした。(第一八条関係)

(二) 生活関連施設の新築等をしようとする者は、当該生活関連施設について整備基準を遵守しなければならないこととし、生活関連施設所有者等は、当該生活関連施設等について整備基準に適合させるように努めるとともに整備基準に適合している部分の機能を維持するように努めることとした。(第一九条及び第二〇条関係)

(三) 知事は、生活関連施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)の交付の請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基

準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し適合証を交付することとし、その旨を公表できることとした。(第二一条関係)

6 特定生活関連施設の整備

(一) 特定生活関連施設の新築等しようとする者は、その計画について、あらかじめ知事に協議しなければならないこととし、知事は、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは必要な指導及び助言を行うことができることとした。(第二二条関係)

(二) (一)の協議をした者は、工事が完了したときは速やかにその旨を知事に届け出なければならぬこととし、知事は届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合の状況について検査を行い、整備基準に適合していないと認めるときは、届出をした者に対し必要な指導及び助言を行うことができることとした。(第二四条関係)

(三) 知事は、必要限度において、職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができることとした。(第二五条関係)

(四) 知事は、特定生活関連施設の新築等しようとする者が次の行為をしたときは勧告することができることとし、当該勧告に従わないときはその旨及び勧告の内容を公表することができることとした。(第二六条及び第二七条関係)

(1) 協議をしないで工事に着手したとき。

(2) 協議の内容と異なる工事を実施したとき。

(3) 指導及び助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(4) 正当な理由なく、立入検査を拒み、妨げ、忌避したとき。

(五) 知事は、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準への適合状況について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができることとした。(第二八条関係)

7 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備

(一) 旅客車両等を所有し又は管理する者は、当該旅客車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備に努めることとした。(第二九条関係)

(二) 公共工作物を設置又は管理する者は、当該公共工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備に努めることとした。(第三〇条関係)

(三) 県民は、その所有する住宅について居住者の身体機能に応じて安全かつ快適に生活できるように整備に努めることとし、住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるように配慮された住宅の供給に努めることとし、

した。(第三一条関係)

8 秋田県バリアフリー社会形成審議会

知事の諮問に応じ、バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、秋田県バリアフリー社会形成審議会を設置することとし、その組織及び運営に關し必要な事項を定めることとした。(第三二条、第三六条関係)

9 雑則

(一) 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして規則で定める者(以下「国等」という。)については、6の規定は適用しないこととした。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等しようとするときは、あらかじめ知事に通知しなければならないこととした。(第三七条関係)

(二) 生活関連施設の整備に關し、市町村の条例により、この条例の規定の整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町村の区域における生活関連施設の整備について5及び6の手續の全部又は一部を適用しないこととした。(第三八条関係)

10 その他

(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。ただし、4(一)、4(二)、8及び10(三)の規定は、平成一四年六月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に關する条例(昭和三二年秋田県条例第三五号)の一部改正

特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に關する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

(四) 秋田県の事務処理の特例に關する条例(平成一一年秋田県条例第七一号)の一部改正

市町村に対してバリアフリー社会の形成の施策に關する事務の一部を委譲することとした。

◆秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一四号)

1 利用者の利便の増進を図るため、秋田県南部老人福祉総合エリア及び秋田県中央地区老人福祉総合エリアの屋内温水プールの使用料の額を、次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

区	分	
	改正後	改正前

- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- ◇秋田県精神保健福祉審議会条例及び秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一五号）
- 1 秋田県精神保健福祉審議会条例（昭和四〇年秋田県条例第四四号）の一部改正（条例第一条による改正）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成一一年法律第六五号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、通院医療に必要な費用の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に係る事項が秋田県精神保健福祉審議会の審議事項でなくなることから当該事項を審議する部会を廃止することとした。
- 2 秋田県精神保健福祉センター条例（昭和五四年秋田県条例第二五号）の一部改正（条例第二条による改正）
- 法の一部改正に伴い、秋田県精神保健福祉センターの業務として新たに秋田県精神医療審査会の事務及び通院医療に必要な費用の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に係る審査事務を加えることとした。
- 3 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- ◇秋田県栄養士免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一六号）
- 1 栄養士法施行令の一部を改正する政令（平成一三年政令第二八七号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

一般	幼児、小学校児童及び中学校生徒		高等学校生徒及び高等専門学校の学生	
	回数券	当日券	回数券	当日券
	二、五〇〇円	五〇〇円	一、七五〇円	三五〇円
	二、六五〇円	五三〇円	二、一五〇円	四三〇円

- ◇秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一七号）
- 1 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する告示（平成一四年厚生省告示第七一号）により、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 その他
- (一) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- ◇秋田県男女共同参画推進条例（秋田県条例第一八号）
- 1 目的
- この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）
- 2 定義
- この条例において用いる用語の意義を定めることとした。（第二条関係）
- 3 基本指針
- 男女共同参画の推進に当たつての基本的な指針を定めることとした。（第三条関係）
- 4 責務
- 男女共同参画のための県、事業者及び県民の責務を定めることとした。（第四条）
- 5 基本的施策
- (一) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定し、それを遅滞なく公表しなければならないこととし、当該計画を定めようとするときは、あらかじめ8の男女共同参画審議会の意見を聴き、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。（第七条関係）
- (二) 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び実施について必要な協力をし、県民等が行う男女共同参画の推進のための活動に必要な支援を行うこととした。（第八条及び第九条関係）
- (三) 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の政策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮することとした。（第一〇条関係）

- （四） 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一条関係）
- （五） 県は、男女共同参画の推進に関し、教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずることとした。（第二二条関係）
- （六） 県は、男女共同参画推進月間を設けることとした。（第二三条関係）
- （七） 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うこととした。（第一四条関係）
- （八） 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表することとした。（第一五条関係）
- 6 性別による人権侵害の禁止
- 何人も、配偶者間その他の男女間において暴力又は精神的に著しい苦痛を与える行為、性的嫌がらせをしてはならないこととした。（第一六条関係）
- 7 苦情の処理
- （一） 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（以下「県民等」という。）は、6の行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為を受けたときは知事に苦情を申し出ることができることとし、知事は、その申出に適切に対処するため、男女共同参画苦情調整員を置くこととした。（第一七条関係）
- （二） 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について、苦情がある場合は、知事に申し出ることができることとし、知事は、その申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、8の秋田県男女共同参画審議会に諮問することとした。（第一八条関係）
- 8 秋田県男女共同参画審議会
- 知事の諮問に応じて調査審議させるため、秋田県男女共同参画審議会を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。（第一九条、第二二条関係）
- 9 その他
- （一） この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- （二） この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- （三） 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三五号）について、所要の規定の整備を行うこととした。
- ◇
- ◆**公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第一九号）
- 1 公衆浴場法施行条例（昭和二十六年秋田県条例第七六号）の一部改正（条例第一条

による改正）

レジオネラ属菌の感染を防止するため、浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生等に必要な措置の基準を改めることとした。

- 2 旅館業法施行条例（昭和三十三年秋田県条例第三七号）の一部改正（条例第二条による改正）

レジオネラ属菌の感染を防止するため、旅館業を営む者が講じなければならない宿泊者の衛生等に必要な措置の基準を改めることとした。

- 3 その他

- （一） その他所要の規定の整備を行うこととした。
- （二） この条例は、平成一四年七月一日から施行することとした。

- ◇
- ◆**秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第二〇号）

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成一三年法律第一五六号）の施行に伴い、建築物空気調和用ダクト清掃業者等の登録に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。

手 数 料 の 種 類	金 額 （一件につき）
建築物空気調和用ダクト清掃業者の登録	三五、〇〇〇円
建築物排水管用清掃業者の登録	三五、〇〇〇円
建築物環境衛生総合管理業者の登録	五〇、〇〇〇円

- 2 その他

- （一） その他所要の規定の整備を行うこととした。
- （二） この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- （三） この条例による改正前の秋田県建築物清掃業者等登録手数料徴収条例（平成一二年秋田県条例第六二号）の建築物一般管理業者の登録申請手数料に係る規定は、この条例の施行後も、なお効力を有することとした。

- ◇
- ◆**秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部を改正する条例**（秋田県条例第二一号）

- 1 秋田県奥森吉青少年野外活動基地の利用の促進及び管理の合理化を図るため、同

- 基地の親子キャンプ場を利用する者から使用料を徴収しないこととした。
- 2 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇温泉法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二二号）

- 1 温泉法の一部を改正する法律（平成一三年法律第七二号）の施行に伴い、温泉成分分析を行う者から登録申請一件につき五万円の手数料を徴収することとした。
- 2 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県農業振興対策基金条例を廃止する条例（秋田県条例第二三号）

- 1 農業者等の農業経営の拡大安定を図るため貸し付けられる資金に係る利子補給制度を新たに設けることとしたことに伴い、秋田県農業振興対策基金を廃止することとした。
- 2 その他
- (一) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の秋田県農業振興対策基金条例（昭和四五年秋田県条例第一六号）の規定に基づいて貸し付けられている資金の取扱いについては、なお従前の例によることとした。

◇秋田県漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二四号）

- 1 漁港法の一部を改正する法律（平成一三年法律第九二号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県小型漁船総トン数測度手数料徴収条例（秋田県条例第二五号）

- 1 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二八年政令第二五九号）の規定による小型漁船の総トン数の測度を受けようとする者から、手数料を徴収することとした。（第一条関係）
- 2 手数料の額を次のとおり定めることとした。（第二条関係）

全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の

測度を行う場合	一隻につき 三七、〇〇〇円
それ以外の場合	一隻につき 二六、〇〇〇円

- 3 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県高度技術研究所条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二六号）

- 1 実地研修室のパーソナルコンピュータの利用の実態にかんがみ、その使用を廃止することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県宮観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二七号）

- 1 秋田県宮矢島スポーツ宿泊センターの利用者の利便の増進を図るため、休憩者も浴室を使用できることとし、その使用に係る利用料金の上限額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県事業認定審議会条例（秋田県条例第二八号）

- 1 土地収用法の一部を改正する法律（平成一三年法律第一〇三号）の施行に伴い、知事が事業の認定に関する処分を行う際に意見を聴く合議制の機関として設置する秋田県事業認定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 その他
- (一) この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三二年秋田県条例第三五号）について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例（秋田県条例第二九号）

- 1 電車又は自動車の車体を広告媒体として行う広告物について、表示に係る規制を緩和することとした。
- 2 その他
- (一) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県十和田湖公共下水道条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第三〇号)

1 下水道法施行令の一部を改正する政令 (平成一三年政令第二一三号) の施行に伴い、除外施設の設定等を要する汚水及び特定事業場から排除される汚水の水質に関し、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量についての基準を定めることとした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第三一号)

1 秋田港における荷役機械の利用の促進を図るため、移動式荷役機械の使用料に係る使用の単位を、月単位から時間単位 (三〇分単位) に改めることとした。

2 その他

(一) この条例は、平成一四年五月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県営住宅条例 (秋田県条例第三二号)

1 従来の県営住宅を普通県営住宅とし、新たに設置した県民に賃貸するための住宅で特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五二号) の規定による国の補助に係るものを特定県営住宅として、改良住宅と併せ三種の住宅を県営住宅と定義することとした。 (第三条関係)

2 県営住宅の入居者の公募方法は、新聞への掲載、ラジオ又はテレビジョンによる放送、インターネットの利用、県の広報紙への掲載及び県庁舎その他適当な場所における掲示のうち二以上の方法により行うこととした。 (第四条関係)

3 特定県営住宅に入居できる者は、収入が一定の基準に該当する者であつて、次のいずれかに該当するものとする。 (第一〇条関係)

(一) 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(二) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において入居させることが適用である者として規則で定めるもの

(三) 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者であつて、規則で定めるもの

4 特定県営住宅への入居の申込をした者の数が入居させるべき特定県営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選により入居者を決定することとした。 (第三三条関係)

5 特に居住の安定を図る必要がある者については、一回の募集ごとに賃貸しようとする特定県営住宅の戸数の五分の一 (特に必要と認める場合には、二分の一) を超えない範囲の戸数について、優先的に入居させることができることとした。 (第一四条関係)

6 特定県営住宅の家賃は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 (平成五年建設省令第一六号) 第二〇条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の住宅の家賃の額との均衡を考慮して定めることとした。 (第二五条関係)

7 知事は、物価の変動に伴い必要があると認めるときは、特定県営住宅の家賃を変更できることとした。 (第二六条関係)

8 特定県営住宅の入居者の居住の安定を図るため、入居者の収入、当該特定県営住宅の規模等を勘案して、規則で定めるところにより、家賃を減額することができることとした。 (第二七条関係)

9 特定県営住宅の入居を許可された者から入居時における家賃の三月分に相当する金額の敷金を徴収することとした。 (第三〇条関係)

10 県営手形山一号住宅駐車場及び県営手形山一号特定住宅駐車場の使用料の額を定めることとした。 (別表第二関係)

11 特定県営住宅の設置に伴い、所要の規定を整理統合することとした。

12 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

(三) 条例の全部改正に伴い、所要の経過措置を規定することとした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第三三号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和二八年秋田県条例第五九号) の一部改正 (条例第一条による改正)

(一) 県費負担教職員のうち非常勤講師に支給する報酬の額は、月額一八、〇〇〇円又は月額二〇万円を超えない範囲内で県の教育委員会が定めることとした。

(二) 報酬の支給方法は、県の教育委員会が定めることとした。

(三) 県費負担教職員のうち非常勤講師が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給することとし、その額は行政職給料表による一級の職務にある者に支給される旅費の額とすることとした。

(四) (三)のほか非常勤講師の旅費については、県立学校職員の例によることとした。

(五) その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 県費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例 (昭和三十一年秋田県条例第二四号)

の一部改正（条例第二条による改正）
県費負担教職員のうち非常勤講師については、条例の適用対象から除くこととした。

3 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三四号）

1 学校教育法の一部を改正する法律（平成一三年法律第一〇五号）及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成一一年文部省令第七号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三五号）

1 少人数学習の充実及び児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を次のとおり改めることとした。

区 分	定 数	
	改 正 後	改 正 前
公立の小学校、中学校及び共同調理場	七、七三七七	七、五八七
県立高等学校	二、九八一人	三、〇三四
県立盲学校及び聾学校	一三〇人	一三九人
県立養護学校	八五六人	八三八人

2 学校教育法の一部を改正する法律（平成一三年法律第一〇五号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三六号）

1 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成一三年法律第九号）による公立学校

の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の対象者から市町村立の小学校及び中学校の学校医等を除くこととした。

2 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三七号）

1 秋田県情報公開条例の一部を改正する条例（平成一三年秋田県条例第五七号）の施行に伴い、情報の公開に関する事務を警務部の所掌事務とすることとした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三八号）

1 警察行政の強化を図るため、警察職員のうち警部の定数を一七三人（現行一七一人）に、警部補及び巡査部長の定数を一、〇四八人（現行一、〇三六）に、巡査の定数を五四九人（現行五四三人）に増員することとした。（第二条関係）

2 上位の階級の警察官の数が定数に満たない場合は、当該満たない数の範囲内において下位の階級の定数に加えることができることとした。（第二条関係）

3 実勤務職員を確保するため、次の職員を定数外の職員とすることとした。（第三条関係）

(一) 病気休暇の日数が引き続き九〇日を超えた職員

(二) 休暇にされた職員

(三) 育児休業の承認を受けた職員

(四) 外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員

(五) 国又は他の地方公共団体の機関に派遣された職員

4 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。

(二) この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第三九号）

1 道路交通法の一部を改正する法律（平成一三年法律第五一号、以下「改正法」という。）の施行に伴い、運転経歴証明書の交付を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（第一〇条関係）

2 改正法及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成一四年政令第二四号）

の施行に伴い、第二種免許に係る技能検定員審査手数料その他の免許等に関する手数料の徴収について定めることとした。(第一条関係)

3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成一三年法律第五七号)の施行に伴い、自動車運転代行業の認定を受けようとする者等から手数料を徴収することとした。(第二三条関係)

4 その他

- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一四年六月一日から施行することとした。ただし、技能検定員審査手数料及び教習指導員審査手数料の改正規定は、平成一四年五月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

1 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成一一年法律第八七号)による地方自治法(昭和二二年法律第六七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成一五年一月一日から施行することとした。

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四一号)

1 秋田県部制設置条例の一部を改正する条例(平成一三年秋田県条例第六六号)の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成一四年四月一日から施行することとした。

条 例

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三号

秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例

秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中

秋田県中央食肉衛生検査所	河辺郡河辺町神内字堂坂二番地の六	男鹿市、本荘市、南秋田郡、河辺郡、大曲市、横手市、湯沢市、仙北郡、平
秋田県南部食肉衛生検査所	平鹿郡平鹿町浅舞字沈樋五十一番地の二	

を

秋田県中央食肉衛生検査所	河辺郡河辺町神内字堂坂二番地の六	男鹿市、本荘市、大曲市、横手市、湯
		郡、河辺郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、

由利郡
鹿郡、雄勝郡

沢市、南秋田
雄勝郡

に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「深夜勤務」の下に「及び時間外勤務」を加え、同条第一項中「職員（」の下に「職員の配偶者で当該子の親であるものが、」を加え、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「深夜勤務」を「勤務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第二条から第五条まで及び第八条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第八条の二第二項（同条第三項の規定により読み替えて

準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条の規定は、この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 旧条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「三月」を「六月」に改める。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県条例第五号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

第一条 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「一歳」を「三歳」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）

第三条第一号中「当該育児休業」を「、当該育児休業」に、「失った」を「失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消された」に、「子が」を「子若しくは同号に規定する承認に係る子が」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の請求の際職員及びその配偶者（当該請求に係る子の親に限る。）が育児休業その他の手段により当該子を常態として養育するための計画を任命権者に提出した当該職員が当該請求に係る育児休業をし、当該請求に係る育児休業の終了後、当該配偶者が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第五条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認することとなったこと。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（任期付採用職員の任期の更新）

第五条の二 任命権者は、育児休業法第六条第三項の規定により任期付採用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該任期付採用職員の同意を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第四百十三号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条に規定する再度の育児休業をすることができる特別の事情には、改正法附則第二条第二項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

職員の再任用に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六号

職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)**第二十八条**の四第一項、同条第二項及び第三項(法**第二十八**条の五第二項及び**第二十八**条の六第三項において準用する場合を含む。)**並びに**地方公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第七号。附則第二項において「改正法」という。)**附則**第五条及び**第六**条の規定に基づき、職員の再任用(法**第二十八**条の四第一項、**第二十八**条の五第一項又は**第二十八**条の六第一項若しくは**第二**項の規定により採用することをいう。以下同じ。)**に**関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第二条 法**第二十八**条の四第一項に規定する条例で定める者は、次に掲げる者とする。

一 二十五年以上勤続して退職した者であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第三条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第四条 法**第二十八**条の四第三項に規定する条例で定める年齢は六十五年とし、同項に規定する条例で定める日は当該年齢に達する日以後における最初の三月三十一日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

2 改正法附則第五条に規定する条例で定める日は、平成十九年四月一日とし、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)附則第十八

適用する。

(任期の末日に関する特例)

3 次の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適用については、同条中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

4 特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における第四条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十一年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺田典城